

# 横浜市立上郷小学校いじめ防止基本方針

平成26年 2月策定

平成30年 2月訂正

## いじめ防止に向けた本校の考え方

## いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## いじめを防止するための基本的な方向性

- ・いじめはどの児童にも起こる可能性があり、重大な人権侵害行為であることを意識してアンテナ高く状況を把握することに努める。
- ・被害児童の救済を第一に考え迅速な対応（事実の確認・心のケア・保護者への説明等）を適切に行い、児童に及ぼす影響を最小限にするとともに、被害の拡大を防ぐ。
- ・二次被害を防ぐために、当該児童の人権やプライバシーを守ることに十分配慮する。
- ・いじめを防止するために、児童の健全育成を図り、学校・保護者・地域がそれぞれの役割を自覚し、協力して活動することに努める。
- ・家庭や警察、児童相談所等の機関と丁寧な連携を図る。

## 学校いじめ防止基本方針の目的

法により規定されたいじめの防止、解決を図るために、児童の健全育成を図り、いじめのない学校づくりの実現を目指すことを目的とする。

## 「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織

### い じ め 防 止 対 策 委 員 会

- \* 特別支援委員会+学年主任を構成委員とし、方針の立案・見直し、対応等を決める。
- \* 構成メンバー：校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭・主幹・学年主任・SC

## 児童指導委員会

- 主に「学級づくり」「いじめの早期発見」「初期対応」等にかかわる。
- ・「YPアセスメント」活用
- ・教育相談等他機関との連携
- ・校内対策チームの立ち上げ等

## 組織の役割

- ・被害児童からの聞き取りと心のケア
- ・被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取りおよび指導
- ・被害児童の保護者への説明および意向確認
- ・被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明および指導の依頼

## 年 間 計 画

4・5月	学級開き、個人面談①、学級風土・学級（目標）づくり	
6月	学級等経営案作成、児童理解研修	YPアセスメント
7・8月	個人面談②、横浜こども会議	アンケート
9月	学・家、地連	
10月	学級等経営見直し	
11月	学校を開く週間	YPアセスメント
12月	いじめ防止月間の取り組み、人権週間	無記名アンケート実施
1・2・3月	1年間の振り返り、新年度への引継ぎ	YPアセスメント・アンケート

※教育相談・教職員等の研修は適宜行う。

# いじめ防止及び早期発見のための取組

## いじめ未然防止への取組

～魅力ある学校づくりをめざす～いじめが起きにくい学校風土・学級風土～

- ・主体的に取り組む活動を通して「自己有用感」を高める。
- ・上郷スタンダードを実施し、規範意識を高める。
- ・だれもが安心して参加でき、自尊感情を高める授業づくりの研究。

### いじめの早期発見

### 教職員等の研修

- ・個別面接や行動観察
- ・児童に対する定期的なアンケートの実施
- ・児童・保護者がいじめに関わる相談を行う窓口の設置
- ・職員間の情報共有

- いじめ事案研修
- ・人権教育研修
- ・YPアセスメント研修
- ・児童理解研修
- ・ネット防犯研修 等

### 初期対応

### いじめに対する措置

いじめの  
疑い

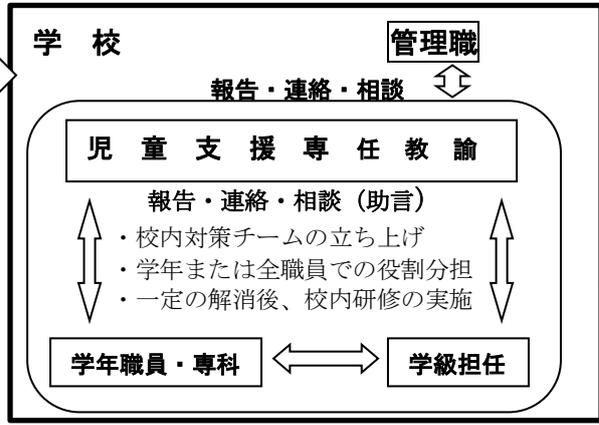
- 校内対策チームの編成：事実把握と指導方針等の検討
- 校内対策チームの役割分担：情報集約、記録、保護者対応等の明確化
- 二次的なトラブル想定：防止対策の徹底

- 1 被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
- 2 被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導
- 3 被害児童の保護者への説明及び意向の確認
- 4 被害児童の保護者の意向を踏まえた加害児童の保護者への説明及び指導の依頼

連携

家庭・地域

加害児童（保護者）



指導（相談等）

支援（見守り）

（被害申告）

被害児童（保護者）

連携・支援

学校カウンセラー

### 重大事態の定義

いじめにより学校の在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### 重篤ないじめ対応

- 教育委員会・学校教育事務所報告
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)派遣要請
- ・学校課題解決支援チーム発足
- 再発防止も含めた調査
- SSW コーディネートによる支援検討会
- 他機関と連携

### いじめ防止対策の点検・見直し

○学校基本方針の見直し：必要であると認められる際には、学校経営改善協議会や「いじめ防止対策委員会」で見直し・改訂を行い、あらためて公表する。（急務の場合は、その限りではない。）